

事前確定届出給与について

❗ 『事前確定届出給与』とは

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与(定期同額給与及び利益連動給与を除く)で、一定の届出期限までに所定の事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に届出をしている給与を言います。

❗ 『事前確定届出給与』を損金算入にするための要件

事前確定届出給与については、損金算入することができますが、事前確定届出給与を損金算入するためには、株主総会で決議して議事録を作成し、一定事項を記載した届出を期限までに所轄の税務署に届け出なければなりません。

また、事前確定届出給与の提出は、適用を受けようとする事業年度ごとに提出する必要があります。

また、届出を提出するとその事業年度が赤字になっても規定された時期にその金額を支払わなければなりませんし、届出した時期と金額が完全に一致しなければなりません。

❗ 『事前確定届出給与』の税務署への提出期限

事前確定届出給与の届出の期限は、[事前確定届出給与を定めた株主総会等の決議をした日]または[職務の執行を開始する日]のいずれか早いほうから1か月を経過する日もしくは、[会計期間開始日から4か月を経過する日]のうち、いずれか早い日です。

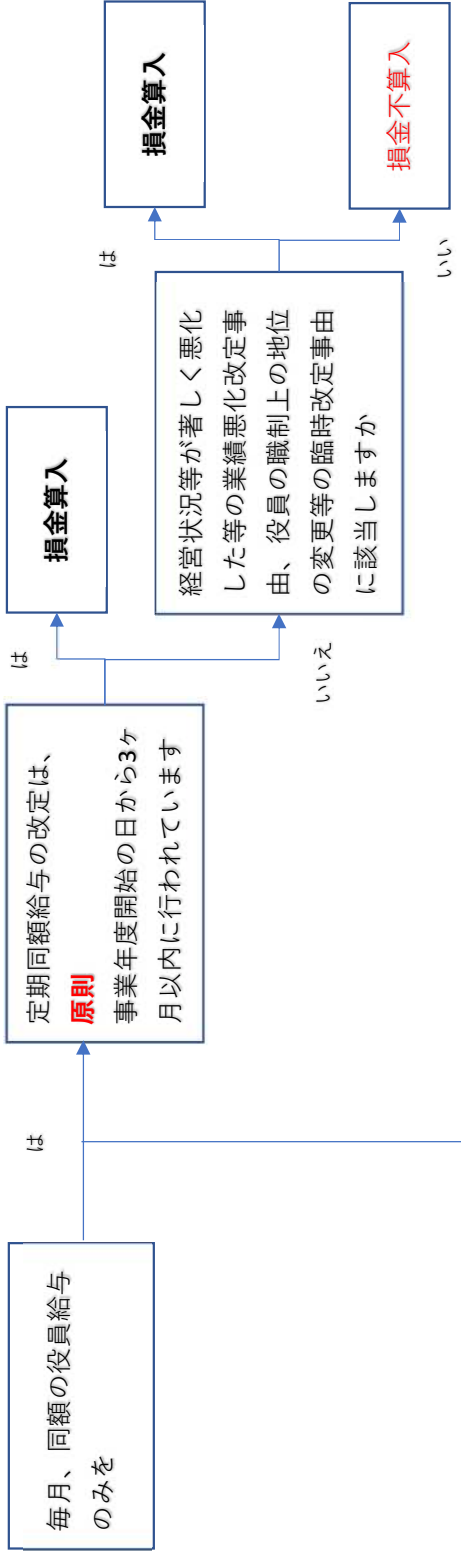
届出事由	届出期間
本則	次の①と②のうち、いずれか早い日 ①次のいずれか早いほうから1か月を経過する日までの期間 ア:事前確定届出給与を定めた株主総会等の決議をした日 イ:職務の遂行を開始する日 ②会計期間開始の日から4か月を経過する日
新設法人	その成立の日以降2か月を経過する日
臨時改定事由	次の③と④のうち、いずれか早い日 ③本則①の届出期限 ④臨時改定事由が生じた日から1か月を経過する日

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。



参 考

定期同額給与（法34条1項1



事前確定届出給与（法34条1

